

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千 代 子

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給に関する規則（規則六一〇）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二号中「就業手当又は」を削る。

第二十八条第一項中「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては様式第十六号による就業手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロ」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号」に、「様式第十七号に」を「様式第十六号に」に、「様式第十七号の二」を「様式第十七号」に改める。

様式第十六号及び様式第十七号を次のように改める。

様式第16号(第28条関係)(表面)

再就職手当に相当する退職手当支給申請書
(必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。)

① 申請者	氏名		住所	〒	(電話)
-------	----	--	----	---	------

事業主の証明	② 就職先の事業所 (開始した事業)	名 称		事業所番号	
		所 在 地	(電話)		
		事業の種類			
	③ 雇入年月日 (事業開始年月日)	年 月 日	④ 採用内定年月日	年 月 日	
	⑤ 職 種		⑥ 一週間の所定労働時間	時間 分	
	⑦ 賃 金 月 額	万 千円	⑧ 雇用 期間	イ 定めなし → 年 月 日まで ロ 定めあり (年 カ月) 契約更新状況(イ 有 ロ 無) 1年を超えて更新する見込み (イ 有 ロ 無)	
⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)					

⑩	③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。
---	--	--

退職手当の支給に関する規則第28条第1項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 任命権者職・氏名 殿					
--	--	--	--	--	--

※ 処 理 欄	所 定 給 付 日 数	日	備 考	
	支 給 残 日 数	日		
	支 給 金 額	円		
	支 給 決 定 年 月 日	年 月 日		

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

様式第 16 号（裏面）

注意事項

- 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内に、申請者の所属していた元の任命権者に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格証を添えること。
- 3 雇用された受給資格者にあつては、①から⑩までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあつては、①から③まで及び⑩の欄に記載すること。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 5 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 6 ⑩欄は該当する記号を○で囲むこと。
- 7 事業主は、⑨欄の証明を行うとともに、速やかに雇用保険被保険者資格取得届の提出を行うこと。
- 8 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

※ 記 載 欄

様式第17号（第28条関係）（表面）

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書
（必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）

1. 氏名		2. 受給資格証番号		
3. 住所	〒			
4. 就職先の事業所	名 称		事業所番号 — —	
	所在地	〒 (電話番号)		
5. 一週間の所定労働時間	時間 分	6. 求人申込み時等に明示した賃金額（月額）	万 千円	
7. 雇用期間中の賃金支払状況				
①賃金支払対象期間	② ①の 基礎 日数	③賃金額		④備考
		①A	①B 計	
月 日 ～ 月 日				
月 日 ～ 月 日				
月 日 ～ 月 日				
月 日 ～ 月 日				
月 日 ～ 月 日				
月 日 ～ 月 日				
月 日 ～ 月 日				
就職年月日 ～ 月 日				
8. 上記の記載事実に誤りがないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)				
9. 退職手当の支給に関する規則第28条第1項の規定により上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者職・氏名 殿 申請者氏名				
備考				

事業主の証明

（注）記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

様式第17号（第28条関係）（裏面）

注意事項

- 1 この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6ヵ月に至った日の翌日から起算して2ヵ月以内に、原則として、申請者の所属していた元の任命権者に提出すること。
- 2 この申請書は、受給資格証を添えること。
- 3 申請者にあつては1欄から3欄まで及び9欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては4欄から8欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までは、再就職手当に相当する退職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 5 申請書の記載について
 - (1) 申請者の記載事項
9欄の申請者氏名については、記名により記載すること。
 - (2) 事業主の記載事項
 - ア 5欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6ヵ月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。
 - イ 6欄は、事業主が求人の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。
 - ウ 7欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が1歴月中に2回以上ある者については各歴月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については歴月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
 - エ 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

記 載 欄

様式第十七号の二を削り、様式第十八号の表面を次のように改める。

様式第18号（第28条関係）（表面）

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書
（必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）

① 申請者	氏名		住所	〒	(電話)
-------	----	--	----	---	------

事業主の証明	② 就職先の事業所 (開始した事業)	名 称	事業所番号		
		所 在 地	(電話)		
		事業の種類			
	③ 雇入年月日 (事業開始年月日)	年 月 日	④ 採用内定年月日	年 月 日	
	⑤ 職 種		⑥ 一週間の所定労働時間		
	⑦ 賃 金 月 額	万 千円	⑧ 雇用 期間	イ 定めなし → 年 月 日まで ロ 定めあり (年 カ月) 契約更新状況(イ 有 ロ 無) 1年を超えて更新する見込み (イ 有 ロ 無)	
⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)					

⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。
--	--

退職手当の支給に関する規則第28条第1項の規定により上記のとおり常用就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 任命権者職・氏名 殿				
---	--	--	--	--

備考				
----	--	--	--	--

※処理欄	支給金額	円	支給決定年月日	年 月 日
------	------	---	---------	-------

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

様式第二十三号から様式第二十八号までの裏面中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、様式第二十三号から様式第二十八号までの改正規定については、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの規則の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の退職手当の支給に関する規則様式第二十三号から様式第二十八号までの規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

3 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。